



平成 21 年 6 月 3 日

各 位

会社名 株式会社日本一ソフトウェア
代表者名 代表取締役社長 北角 浩一
(JASDAQ・コード番号：3851)
問い合わせ先
役職・氏名 取締役管理部長 世古 哲久
電 話 058-371-7275

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 3 日開催の取締役会において、下記の通り定款の一部変更について平成 21 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社における事業の拡大及び事業内容の明確化のため、事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株券の電子化」をいいます。）から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。
- (3) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです。（変更案附則第 1 条及び第 2 条）。
- (4) 当社経営体制の強化を図るため、新たに「取締役会長」を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

- (1) 定款変更のため株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日
- (2) 定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日

以上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～6. (条文省略) (新設)</p> <p><u>7. ～10.</u> (条文省略)</p> <p>第3条～第6条 (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を發行する。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> | <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～6. (現行どおり)</p> <p><u>7. 食品および玩具の制作、販売、輸出および輸入</u></p> <p><u>8. ～11.</u> (現行どおり)</p> <p>第3条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条～第20条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条～第37条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当会社の株主権行使の<u>手続</u>その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第10条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長1名</u>、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第21条～第36条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名義管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって削除するものとする。</u></p> |